

京都市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成20年3月28日京都市条例第54号）（保健福祉局長寿社会部介護保険課）

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成19年政令第365号）の施行により、介護保険の被保険者のうち、平成17年1月1日現在において65歳以上であった者で平成17年度の税制改正の影響により保険料が大幅に上昇するものについては、平成18年度及び平成19年度に引き続き、平成20年度の保険料率も引き下げることができるとされたことに伴い、これらの者について平成20年度の保険料率を引き下げて、平成19年度の保険料率と同じ額にすることとしました。

この条例は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度分の保険料について適用することとしました。

京都市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市条例第54号

京都市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

京都市介護保険条例の一部を改正する条例（平成18年3月27日京都市条例第151号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

（平成20年度における保険料率の特例）

3 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号）附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者（介護保険法第9条第1号に規定する第1号被保険者で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。）の平成20年度の保険料率は、改正後の条例第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 改正後の条例第4条第4号に該当する者で、地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）の規定による改正前の地方税法第295条第1項の規定（以下「改正前の規定」という。）の適用があるものとした場合に改正後の条例第4条第1号に該当するもの 45,696円
- (2) 改正後の条例第4条第4号に該当する者で、改正前の規定の適用があるものとした場合に同条第2号又は第3号に該当するもの 51,408円
- (3) 改正後の条例第4条第5号に該当する者で、改正前の規定の適用があるものとした場合に同条第1号に該当するもの 57,120円

附則第4項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市介護保険条例の一部を改正する条例(平成18年3月27日京都市条例第151号)の規定は、平成20年度分の保険料から適用し、平成19年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)